

令和2年度

社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会

事業計画

《 基本方針 》

少子高齢化の進行や単身世帯、高齢者世帯の増加に伴う世帯構成の変化など社会の変容は、地域の支え合い機能の低下とともに生活課題を複雑深刻化させており、その解決には地域住民の理解や参画により、地域の連帯力を活かせる仕組み作りと活動展開が必要となっています。

住民が抱えるニーズを明確にして住民と共有し、ネットワークを強め行政と民間の連携協働によって、課題解決につなげようとする役割と機能は、五所川原市社会福祉協議会の活動原点であり、その組織機能を十分に発揮しなければなりません。

一方、事業財源となる会費、寄附金等の伸び悩み、介護サービス収入の減少などの厳しい状況には、積立資産等充当して事業を実施する状態にあります。

しかし、本会は、第2次五所川原市地域福祉活動計画の基本理念で明示した「笑顔でつながり 幸せあふれる ごしょがわら」の実現を目指し、住民、様々な団体及び福祉関係機関等と、より一層の連携を図り、地域に潜在する不安の軽減と住民の自己実現の支援のために、新しい発想を巡らせ、「社協の特性を活かした行動」「住民と共に取り組む行動」を根底に、令和2年度事業の実施に取り組んで参ります。

《 基本理念 》

『笑顔でつながり 幸せあふれる ごしょがわら』

第2次五所川原市地域福祉活動計画（ささえあいプラン）の推進

「第2次五所川原市地域福祉活動計画（ささえあいプラン）」は、5か年計画の2年目を迎え、実施状況の確認、社会情勢の把握を踏まえ、市民からのご理解を得ながら、予算措置の変更等による策定当初の計画に修正や見直しを加えての計画の推進となりますが、行政計画である「五所川原市地域福祉計画」との連携・協働のもとに引き続き地域福祉推進に努めて参ります。

基本目標

- 『基本目標1』 つながり、ささえあう福祉の『地域づくり』
基本計画① 住民主体の地域福祉活動の推進
基本計画② 地域の交流の場・機会の創出
基本計画③ 各当事者団体への支援
- 『基本目標2』 安心して暮らせる福祉の『まち・人づくり』
基本計画① ボランティア活動の促進と支援、
担い手の育成
基本計画② 災害に強いまちづくり
基本計画③ 福祉意識の醸成
- 『基本目標3』 自分らしく暮らせる福祉の『環境づくり』
基本計画① 権利擁護の充実
基本計画② 当事者の社会参加の促進
- 『基本目標4』 ニーズを受け止め対応できる『仕組みづくり』
基本計画① 地域生活を支える福祉サービスの充実
基本計画② 安心を支援しよりそう事業の推進
基本計画③ 身近で相談できる体制づくり
基本計画④ 新たな課題に対応する取り組み
- 『基本目標5』 地域福祉活動を支える『基盤づくり』
基本計画① 広報・啓発活動の充実
基本計画② 組織体制の強化
基本計画③ 財政基盤の確保・強化
基本計画④ 指定管理者制度の取り組み

基本目標1 つながり、ささえあう福祉の『地域づくり』

基本計画① 住民主体の地域福祉活動の推進

(1) 地域における共助の基盤づくり事業（市受託事業）

(2) 地域見守り支え合い事業（町内会等への助成事業）

- ①ふれあいほっとサロン事業
- ②除排雪たすけあい事業

③ふれあい交流会開催事業

④その他の福祉活動事業

(3) ひとり暮らし高齢者のつどいの開催

基本計画② 地域の交流の場・機会の創出

(1) 生活支援体制整備事業（市受託事業）

(2) ふれあいいいききサロン

基本計画③ 各当事者団体への支援

(1) 各当事者福祉団体への支援

① 五所川原市ボランティア連絡協議会

② 五所川原市共同募金委員会

③ 五所川原市身体障害者福祉会

④ 西北五手をつなぐ育成会

⑤ 五所川原市母子寡婦福祉会

⑥ 五所川原市老人クラブ連合会

(2) 地区社協・福祉団体活動費助成事業

基本目標 2 安心して暮らせる福祉の『まち・人づくり』

基本計画① ボランティア活動の促進と支援、担い手の育成

(1) 五所川原市ボランティア・市民活動センター運営事業

(2) 福祉サポーター養成講座

基本計画② 災害に強いまちづくり

(1) 五所川原市災害ボランティアネットワークの構築

(2) 福祉避難所の確保及び推進

基本計画③ 福祉意識の醸成

(1) 五所川原市社会福祉大会の開催

(2) ふくし出前講座の開催

基本目標3 自分らしく暮らせる福祉の『環境づくり』

基本計画① 権利擁護の充実

(1) 権利擁護センターごしよがわら運営事業

(2) 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

(3) 成年後見事業

(4) 財産あんしんサポート事業

(5) 権利擁護の推進：つがる西北五広域事業

基本計画② 当事者の社会参加の促進

(1) 愛の輪レクリエーション大会の開催（県社協・市補助事業）

(2) ケア付き立佞武多実施事業

基本目標4 ニーズを受け止め対応できる『仕組みづくり』

基本計画① 地域生活を支える福祉サービスの充実

(1) 介護保険事業

- ①居宅介護支援事業
- ②訪問介護事業
- ③訪問入浴介護事業
- ④通所介護事業

(2) 介護予防事業

介護予防訪問入浴介護事業

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）

(4) 支え合い支援事業（介護保険・障害福祉サービス外）

(5) 高齢者生きがい活動支援通所事業

(6) 障害者総合支援事業

- ①居宅介護・重度訪問介護事業・同行援護事業
- ②障害者デイサービス事業
- ③障害者移動支援事業
- ④障害者相談支援事業
- ⑤障害者訪問入浴サービス事業（市受託事業）

(7) 放課後児童健全育成事業（市受託事業）

基本計画② 安心を支援しよりそう事業の推進

(1) 緊急通報システム「福祉安心電話サービス事業」（県社協受託事業）

(2) 電話訪問サービス「お元気ですかコール事業」

(3) 福祉用具貸与事業

(4) 生活福祉資金貸付事業（県社協事務委託事業）

(5) 五所川原市たすけあい資金貸付事業

(6) 福祉移送サービス事業（一般乗用旅客自動車運送事業）

(7) 出張サンタクロース事業（NHK歳末たすけあい事業）

(8) 地域歳末たすけあい事業

- ①訪問散髪事業
- ②しめ縄づくり温か交流事業
- ③おたのしみお食事会事業
- ④各地区社協実施事業

(9) 県外被災者支援事業（青森県生活再建・産業復興局委託事業）

基本計画③ 身近で相談できる体制づくり

(1) なんでも相談所の運営

(2) 在宅介護支援センター運営事業（市受託事業）

(3) 行政及び専門機関との連携・協力

(4) メールやアンケートによる意見収集

基本計画④ 新たな課題に対応する取り組み

(1) 社会貢献活動推進事業（しあわせネットワーク事業）

(2) フードバンクシステムの活用：つがる西北五広域事業

基本目標5 地域福祉活動を支える『基盤づくり』

基本計画① 広報・啓発活動の充実

(1) 広報紙「社協ごしよがわら」の発行

(2) 「声の社協」の発行

(3) ホームページ運営事業

(4) 社協パンフレット作成

基本計画② 組織体制の強化

(1) 法人（会務）の適正な運営

①理事会・評議員会・監査会の開催

○理事会

○定時評議員会

○臨時評議員会

○監査会

②部会委員会

(2) 管理職会議等の開催

(3) 各部署定例会議の開催

(4) 職員の資質向上

(5) 地区社協や各種団体・関係機関との連携・協働

基本計画③ 財政基盤の確保・強化

(1) 会員会費制度の周知と拡大

(2) 赤い羽根共同募金等の促進

(3) 有料広告の利用促進

(4) 各種助成の確保

基本計画④ 指定管理者制度の取り組み

(1) 五所川原市養護老人ホームくるみ園管理運営

(2) 五所川原市地域福祉センター管理運営

(3) 金木中央老人福祉センター管理運営

(4) 生活支援ハウス管理運営

基本目標 1 つながり、ささえあう福祉の『地域づくり』

基本計画① 住民主体の地域福祉活動の推進

(1) 地域における共助の基盤づくり事業（市受託事業）

地域で高齢者や障がい者、生活困窮者等が安心して暮らせるように、住民による共助の基盤づくりを進め、福祉懇談会や研修会の開催、啓発資料の配布等を行い、住民主体の見守りや支え合い活動の理解と促進を行います。

(2) 地域見守り支え合い事業（町内会への助成事業）

社協の共同募金配分金を助成し、町内会が主体となり、見守り活動や支え合い活動等が円滑に行われるように、活動状況を把握しながら支援を行います。

①ふれあいほっとサロン事業

身近な集会所等を利用し、ひとり暮らし高齢者等と住民ボランティアとが協働して、自主的に企画・運営する交流・仲間づくり活動を進め、閉じこもりの防止や孤独感の解消、社会参加の促進と見守りを図ります。

②除排雪たすけあい事業

高齢者には、特に大きな負担となる除雪作業について、共助支援による日常の見守り及び冬期間も安心して生活できる地域づくりを促進します。

③ふれあい交流会開催事業

核家族化の進行などによる近隣との人間関係の希薄化を防ぐため、子どもからお年寄りまで、地域の誰もが参加できる交流会を開催し、住民相互の交流保持と地域の連携強化、互いに支え合う地域社会の構築を推進します。

④その他の福祉活動事業

地域のあらゆる福祉・生活課題に対し、住民自らが解決・改善を検討する先駆的・開拓的な取り組みを推進し、地域福祉活動の充実と誰もが地域で安心して暮らせる社会の実現活動を推進します。

(3) ひとり暮らし高齢者のつどいの開催

概ね70歳以上の在宅高齢者等を対象に、生きがいを持ち、健康な生活を営むことができる地域社会の形成を促進するため、各地区社協等が主体となり、地区の特色を活かしながら、楽しく交流することを目的に開催します。

基本計画② 地域の交流の場・機会の創出

(1) 生活支援体制整備事業（市受託事業）

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続して頂くために、第2層生活支援コーディネーターを配置し、住民ニーズの把握、社会資源の把握

等の地域アセスメントを行い、関係者間のネットワークの構築や、通いの場等の生活支援サービスの創出に努めます。また、サービスや支援の担い手となるボランティアの養成も推進して行きます。

(2) ふれあいいきいきサロン

高齢者、障がい者及び子育て世代のサロンの普及に関わる周知啓発に努め、身近な集会所等を利用して気軽に集まることができ、生きがいきづくりや仲間づくりの輪を広げられるように、サロンを運営する活動団体やボランティア団体の支援をします。

基本計画③ 各当事者団体への支援

(1) 各当事者福祉団体への支援

① 五所川原市ボランティア連絡協議会

ボランティア活動の発展と地域福祉の向上、各団体の充実を目的とし、互いに連携、協力、情報交換等のため組織された連絡協議会の充実に資するため、事務局運営を推進します。

② 五所川原市共同募金委員会

赤い羽根共同募金運動及び歳末たすけあい運動を推進し、本会を含め民間社会福祉施設、事業の充実発展のため、その活動資金の啓蒙・啓発を進め、地域住民に協力・理解を求めることを目的に組織化された共同募金委員会であり、その充実に資する事務局運営を推進します。

③ 五所川原市身体障害者福祉会

身体障がい者が自ら進んでその障害を克服し、互助友愛の精神に基づいて社会活動に参加し、その福祉の向上を図ることを目的として組織化された団体であり、その適正な事務局運営を本会において推進します。

④ 西北五手をつなぐ育成会

市内及び西北管内に居住する知的障がい者の相互扶助の理念に基づき、生活の確立と向上、親睦交流、育成と福祉の増進を図ることを目的として組織化された団体であり、その適正な事務局運営を本会において推進します。

⑤ 五所川原市母子寡婦福祉会

会員相互の親睦並びに連絡調整を緊密にし、母子寡婦福祉の増進を図ることを目的として組織化された団体であり、その適正な事務局運営を本会において

推進します。

⑥ 五所川原市老人クラブ連合会

老人クラブの普及発展を図るとともに、広く老人の親睦と福祉の増進を図ることを目的とする団体であり、その適正な事務局運営を本会において推進します。

(2) 地区社協・福祉団体活動費助成事業

地域の福祉ニーズに即した住民主体の細かな事業活動の展開にあたり、地区社協及び福祉団体等に対して活動助成し、地域福祉の推進を図ります。

基本目標 2 安心して暮らせる福祉の『まち・人づくり』

基本計画① ボランティア活動の促進と支援、担い手の育成

(1) 五所川原市ボランティア・市民活動センター運営事業

地域住民の福祉意識高揚とボランティア活動への積極的な参加を促進するために、情報発信できる体制を整え、関係機関・団体間の連携のもとに、ボランティア活動の振興に必要な支援に対応します。

☆実施運営事業内容

- ボランティア活動の支援・調整・普及等のコーディネート
- アルミ缶プルタブ回収等の収集ボランティア
- イベント等の備品貸出し
- ボランティア保険の周知・受付
- ボランティアガイドブックの作成

(2) 福祉サポーター養成講座

住民同士でお互いに支え合う地域社会の構築を目的に、福祉への関心・理解を深めるための積極的な学習機会の提供や、その学習をサポートする協力者の養成に努めます。

基本計画② 災害に強いまちづくり

(1) 五所川原市災害ボランティアネットワークの構築

五所川原市との「災害時におけるボランティア活動に関する協定書」に基づき、災害発生時に「災害ボランティアセンター」を円滑に運営できるよう、職員の見

識と資質向上を図り、関係機関・個人・団体等向けの研修を実施し、関係機関・団体等とのネットワークの強化に努めます。

(2) 福祉避難所の確保及び推進

五所川原市との「福祉避難所の確保に関する協定書」に基づき、災害発生時に「福祉避難所」として、一般避難所での生活に支障があり、特別な配慮を要する者（要援護者）を下記の施設で受け入れます。

- ①五所川原市養護老人ホームくるみ園（五所川原市字幾世森 165 番地 1）
- ②五所川原市地域福祉センター（五所川原市字幾世森 24 番地 38）
- ③金木中央老人福祉センター（五所川原市金木町川倉七夕野 426 番地 11）
- ④金木生活支援ハウス（五所川原市金木町川倉七夕野 426 番地 11）
- ⑤市浦生活支援ハウス（五所川原市相内 321 番地）

基本計画③ 福祉意識の醸成

(1) 五所川原市社会福祉大会の開催

住民が安心して暮らせる住み良い福祉のまちづくりを推進するために、市民及び福祉関係者等が一堂に会し、地域福祉推進の意義を認識すると共に、社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰、感謝する式典等を令和 2 年 10 月 10 日（土）ふるさと交流圏民センターで開催します。

(2) ふくし出前講座の開催

福祉への関心や理解を深め、思いやりの心や助け合う力を養うため、ふくし出前講座メニューを整備し、小・中・高等学校や町内会、各種団体等からの依頼に応じ、講座開催の周知・支援・調整や職員の派遣、講師の斡旋等を行います。

基本目標 3 自分らしく暮らせる福祉の『環境づくり』

基本計画① 権利擁護の充実

(1) 権利擁護センターごしよがわら運営事業

地域における判断能力が十分ではない高齢者や障がいをお持ちの方で、支援が必要となる方の権利擁護に関し、関係機関・関係者がネットワークを構築し、本会事業の適正化の確保、地域住民の権利を護るための方法について、制度活用等を協議支援します。

(2) 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

認知症高齢者、知的障がい・精神障がいをお持ちの方など、判断能力が不十分

な方の権利擁護を目的に、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助、それに伴う日常的な金銭管理等を行い、日常生活維持を行うほか、基幹的社協として五所川原市・鶴田町・中泊町地域を管轄します。

(3) 成年後見事業

判断能力・契約能力の喪失もしくは低下した方へ、成年後見制度に基づき、その成年後見人等を法人として受任し、成年被後見人等の財産管理、身上監護等の権利を擁護します。

成年後見制度の利用促進に関する法律の施行に伴い、成年後見制度の利用促進に取り組むにあたり、市とも連携しながら、地域における成年後見制度の体制整備に努めます。

(4) 財産あんしんサポート事業

高齢者や障がいをお持ちの方が保有する財産（証書等）を、契約に基づき、安全確実に保管支援する事により高齢者等の安心増進を図ります。

社会情勢の変化に伴い、事業内容の見直しを行い、実情に即した支援ができるよう努めます。

(5) 権利擁護の推進：つがる西北五広域事業

つがる西北五社協職員連絡会権利擁護部会は、成年後見利用促進法の施行を受け、利用促進の検討や情報交換、後見事務手続きに関する情報交換やケース検討を通じ、権利擁護事業全般の資質向上を図ります。

基本計画② 当事者の社会参加の促進

(1) 愛の輪レクリエーション大会の開催（県社協・市補助事業）

在宅・施設入所者を問わず、障がいをお持ちの方々が、その家族やボランティアと一堂に集い、交流活動により親睦を深め、自らの活動意欲を育成し、且つ、地域にノーマライゼーションの理解を広げることを目的に令和2年9月26日（土）、五所川原市民体育館において開催します。

(2) ケア付き立佞武多実施事業

地域を代表する祭りである「五所川原立佞武多」に、誰もが一緒に参加できるよう、ボランティアが結集して介助や送迎の環境を整え、参加したいと願う在宅高齢者及び障がいをお持ちの方の希望実現の支援を目的に令和2年8月7日（金）に実施します。

基本目標4 ニーズを受け止め対応できる『仕組みづくり』

基本計画① 地域生活を支える福祉サービスの充実

(1) 介護保険事業

①居宅介護支援事業

事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）が在宅において、高齢等により要介護状態又は要支援状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援します。

また、被保険者の要介護認定調査業務（行政委託）に対応します。

②訪問介護事業

指定訪問介護事業のもと、身体介護・生活援助・通院等乗降介助等の介護サービスを訪問介護員等が提供し、要介護状態又は、要支援状態にある高齢者等の自立を支援します。

③訪問入浴介護事業

指定訪問入浴介護事業のもと、利用者の住宅に看護職員及び介護職員等が、訪問入浴車で訪問し、要介護状態にある高齢者等に対し、入浴介護サービス等を提供して自立を支援します。

④通所介護事業

指定通所介護事業のもと、利用者の住まいから送迎する形態による入浴、介護、リハビリ等のサービスを看護職員及び介護職員等が提供し、要介護状態又は、要支援状態にある高齢者等の自立を支援します。

(2) 介護予防事業

介護予防訪問入浴介護事業

指定訪問入浴介護事業のもと、利用者の住宅に看護職員及び介護職員等が、訪問入浴車で訪問し、要支援状態にある高齢者等に対し、入浴介護サービス等を提供して自立を支援します。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）

高齢者の方々が要介護状態にならないよう、また、介護が必要になっても、それ以上悪化しないよう要支援の判定を受けた方の自立した生活支援を図るため、訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイサービス）を市から受託し、実施します。

また、要支援1・2の判定を受けていない方でも、基本チェックリストによるチェックを行い、生活機能の低下がみられた場合は、訪問型サービスと通所型サ

ービスを受けることができます。

(4) 支え合い支援事業（介護保険・障害福祉サービス外）

訪問介護で介護保険サービスや障害福祉サービスでは対応できないニーズに柔軟に対応し、住民が地域で安心して生活できるように提供します。

(5) 高齢者生きがい活動支援通所事業

高齢者の自立を助長した介護予防を目的に、軽スポーツや趣味活動を取り入れた通所サービスを3拠点において提供します。

(6) 障害者総合支援事業

①居宅介護・重度訪問介護事業・同行援護事業

障害者施策の指定居宅介護事業のもと、居宅支給決定を受けた利用者に対し、身体介護・生活援助・移動支援・通院等乗降介助等のサービスを訪問介護員等が提供し、障がい者の自立を支援します。

②障害者デイサービス事業

障害者施策の指定居宅介護事業のもと、居宅支給決定を受けた利用者に対し、通所サービスを提供し、自立促進、身体機能の維持向上、社会参加を図り、障がい者の自立を支援します。

③障害者移動支援事業（市受託事業）

市からの受託のもと、居宅支給決定を受けた利用者等に対し、屋外等での移動が困難な障がい者に対して、訪問介護員等が外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を支援します。

④障害者相談支援事業

相談支援専門員が、障がい者の意思及び人格を尊重し、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう配慮するとともに、利用者の選択に基づき、適切なサービスを多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるよう、計画支援を行います。

⑤障害者訪問入浴サービス事業（市受託事業）

市からの受託のもと、居宅支給決定を受けた利用者等に対し、重度利用者の住宅に訪問入浴車で訪問し、看護職員及び介護職員が、入浴介護サービスと部分浴介護サービス（清拭）を提供して自立を支援します。

(7) 放課後児童健全育成事業（市受託事業）

児童の学校外活動において、健康増進及び情操を豊かにすることを目的に、ふれあいハウスひまわり（五所川原市字幾世森 24 番地 38）を拠点とし、遊び場提

供、学習活動を自主的に行える環境整備、生活指導の他、地域連携を深め、関係団体等と協働した子育て支援機能をもって児童健全育成活動の推進を図ります。

基本計画② 安心を支援しよりそう事業の推進

(1) 緊急通報システム「福祉安心電話サービス事業」(県社協受託事業)

住み慣れた地域社会で、安心して生活できる環境づくりを近隣住民や福祉・保健・医療等の関係団体を結集したネットワークづくりを進めると共に、協力員を中心とした24時間体制の見守りによる安心を図ります。

(2) 電話訪問サービス「お元気ですかコール事業」

福祉安心電話利用会員のうち、希望者に定期的な電話訪問をすることで、悩み事の早期発見、不安の解消、安否確認等に応じます。

また、各関係機関で利用者情報を共有し、適切なサービス事業の展開につなげます。

(3) 福祉用具貸与事業

日常を福祉用具に頼らざるを得ない高齢者等であり、介護保険法における保険給付の対象とならない方、又は在宅福祉サービス利用において介護保険支給限度基準額を超えてしまう方、及び障害者自立支援法による給付・貸与が困難な方へ、貸与基準に基づき必要な福祉用具(介護用特殊寝台や車いす)の貸与を行い、自立度を高め、介護者の介護負担の軽減を図ります。

(4) 生活福祉資金貸付事業(県社協事務委託事業)

低所得者、高齢者又は障がい者世帯等を対象に、資金の貸付と必要な指導援助を行うことで、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉の促進を図り、安定した生活を営めるよう支援します。

○福祉資金 ○総合支援資金 ○教育支援資金 ○不動産担保型生活資金

(5) 五所川原市たすけあい資金貸付事業

低所得等であるために、急な出費などで困窮している世帯を対象に、50,000円を限度とする一時的な小口資金の貸付を無利子で行い、当該世帯の生活安定を支援します。

(6) 福祉移送サービス事業(一般乗用旅客自動車運送事業)

車いす乗車が可能な車両等を用いて、外出が著しく困難な高齢者及び心身障がいをお持ちの方を、日常生活上で必要な外出、医療機関へ輸送(介護輸送・ケア輸送)することにより、利用者の利便性向上及びその家族の負担軽減、社会福祉の向上を図ります。

(7) 出張サンタクロース事業（NHK歳末たすけあい事業）

ひとり親世帯の幼児等の希望世帯を対象に、サンタクロースとトナカイがプレゼントを持って訪問・交流し、ひとり親世帯の福祉向上、健全な幼児保育の推進を図ります。

(8) 地域歳末たすけあい事業

①訪問散髪事業

寝たきり高齢者が、サッパリとした気持ちで、新年を迎えられるよう、年末時期に調髪等の出前サービスを実施します。

②しめ縄づくり温か交流事業

金木地区の高齢者、子ども達、子育て世代などを中心に、明るい新年を迎えられるよう、しめ縄づくりを通じて、広く住民の世代間交流を支援します。

③おたのしみお食事会事業

市浦地区の独居高齢者を対象に、明るい新年を迎えられるよう、市民団体の協力を得ながら、参加型の内容としたお食事会を開催します。

④各地区社協実施事業

年末年始に各地区社協等において、地域歳末たすけあい事業を展開します。クリスマス会、お楽しみ食事会やお土産を持参しての訪問活動、お年玉など、地区ごとのニーズや課題に応じた事業を展開します。

(9) 県外被災者支援事業（青森県生活再建・産業復興局委託事業）

県外で被災し、青森県内へ避難された対象者の住居を支援員が訪問して、困りごとや悩み等を聞き、必要なアドバイスを行うとともに、要望などを対象者に代わって、関係機関へ伝える等の活動を展開します。

基本計画③ 身近で相談できる体制づくり

(1) なんでも相談所の運営

住民の生活上における困りごと解決につなげるための総合的な相談窓口を開設し、面接及び24時間体制での電話相談を受付けます。また、相談機能増強のために専門機関等ネットワーク強化及び相談支援のスキルアップなど、体制の充実を図ります。

(2) 在宅介護支援センター運営事業（市受託事業）

要支援者介護等に関する総合的な相談に応じ、サービス利用につなぐことを

目的とした支援センターを3拠点において展開します。

- ①五所川原市社会福祉協議会在宅介護支援センター
- ②金木在宅介護支援センター
- ③市浦在宅介護支援センター

(3) 行政及び専門機関との連携・協力

住民からのあらゆる相談に対応するため、他の社会資源と連携強化します。

また、必要に応じ、他の専門機関にも個人情報保護を踏まえたうえで、情報共有に努めます。

(4) メールやアンケートによる意見収集

地域福祉活動推進のため、地域住民からの率直な声を広く収集することを目的とし、電子メールを媒体とした意見収集や、各種会議・研修・イベント等における参加者アンケートに取り組みます。

基本計画④ 新たな課題に対応する取り組み

(1) 社会貢献活動推進事業（しあわせネットワーク事業）

各種法人と連携を図り、既存の制度やサービスでは対応できない課題に迅速に対応するために、支援が必要な人を早期把握し、具体的な解決が図れるように支援します。

(2) フードバンクシステムの活用：つがる西北五広域事業

生活困窮世帯等へ、つがる西北五職員連絡会フードバンク部会は、寄贈された食料品を提供するシステムを活用し、迅速に実態に即した対応で支援します。

基本目標5 地域福祉活動を支える『基盤づくり』

基本計画① 広報・啓発活動の充実

(1) 広報紙「社協ごしよがわら」の発行

地域住民に対し、福祉に関する各種情報を積極的に伝えることで、常に福祉活動への認識を促し、本会事業活動への理解と参加協力等を含んだ、広い視野の内容満載な情報発信紙を年6回（奇数月末）発行します。

(2) 「声の社協」の発行

視覚障がいをお持ちの方等が、社会生活上必要な地域の情報を取得できる手段として、本会広報紙を音声化したメディア（コンパクトディスク等）を発行することにより、障がいをお持ちの方等の福祉増進を図ります。

(3) ホームページ運営事業

社協活動や各種福祉情報、ボランティア・市民活動センター等の情報を手軽に取得できるよう、本会ホームページを運営し、地域住民が見やすく、わかりやすい情報公開と、各世代への関心等の拡大の情報提供に努めます。

(4) 社協パンフレット作成

広く住民や関係機関に対し、社協の理念や事業等を理解して頂くためのパンフレットを作成し、福祉活動の啓発、促進を図ります。

基本計画② 組織体制の強化

(1) 法人（会務）の適正な運営

①理事会・評議員会・監査会の開催

○理事会

- 令和2年6月・・・令和元年度事業報告及び収支決算審議
- 令和2年9月・・・令和2年度後期事業展開等に関する検討
- 令和2年12月・・・令和2年度収支補正予算（案）審議
- 令和3年3月・・・令和3年度事業計画（案）及び収支予算（案）審議

○定時評議員会

- 令和2年6月・・・令和元年度事業報告及び収支決算承認

○臨時評議員会

- 令和2年12月・・・令和2年度収支補正予算（案）審議
- 令和3年3月・・・令和3年度事業計画（案）及び収支予算（案）承認

○監査会

- 令和2年6月・・・令和元年度事業報告及び収支決算会計等の監査
 - 令和2年11月・・・令和2年度中間監査
- ※上記以外にも、必要に応じ各会議を開催します。

②部会委員会の設置

本会の事業運営、社会福祉事業の専門的事項に関し、調査、研究等を行なう部会及び委員会を設置し、必要に応じ開催します。

(2) 管理職会議等の開催

事務事業等を推進するため、事務局長及び支所長等の管理職会議（経営会議）を開催し、意思統一及び職務遂行の中心として、各事業の現状把握に努め、根幹となる内部牽制を含めた組織運営を図ります。

(3) 各部署定例会議の開催

各課、各部署あるいは業務別会議などを随時開催し、業務上の課題解決のための方策を話し合い、意思統一のとれた業務の推進・連携を図ります。

(4) 職員の資質向上

社会福祉の専門職として、職員の資質向上のため、各種研修会への積極的な参加等により、変わりゆく制度や情報を的確に把握し、対応する力を身につけます。

(5) 地区社協や各種団体・関係機関との連携・協働

地域福祉を進めていくうえで、地区社協及び各種団体・関係機関等のそれぞれの機能を活かしながら、役割分担を明確にしつつ、地域の福祉課題を共有し、課題解決に向けた取り組みを行っていくため、より一層の連携・協働を図ります。

基本計画③ 財政基盤の確保・強化

(1) 会員会費制度の周知と拡大

地域福祉活動への財源確保のため、住民等が社協活動の重要性を理解し、社協会員として継続的に地域福祉に参加・協力して頂けるよう社会福祉協議会の特色を発揮し、積極的な周知に努め、会員（一般会員・賛助会員）の拡大を推し進める方法を検討し、実践します。特に賛助会員については、昨年同様社会福祉大会への協賛等を含め、本会・市民の皆様・賛助会員となる企業様が一体となり、それぞれの役割にあった内容を、イベント等に活かしていきます。

(2) 赤い羽根共同募金等の促進

市民へ赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の趣旨を理解頂き、募金活動への協力を依頼すると共に、募金実績による配分金の拡大を目指し、地域福祉の向上を推進します。

(3) 有料広告の利用促進

社協広報紙（社協ごしょがわら）へ広告掲載を希望する社会福祉に貢献民間企業等を積極的に募集し、広告料収入の増額を推進します。

(4) 各種助成の確保

社会福祉法において、社会福祉協議会が公共性の高い地域福祉推進の中核的組織であることに基づき、福祉事業充実のための補助金・受託金の継続的な支援を働きかけます。

基本計画④ 指定管理者制度の取り組み

(1) 五所川原市養護老人ホームくるみ園管理運営

入所者の人権や意志を尊重し、健康で潤いと生きがいのある生活を維持できる環境を提供すると共に、入所者の自立のための援助や社会参加の促進に努め、高齢者福祉の向上を図ります。

また、自立した生活や社会適応が困難な高齢者の一時的利用（高齢者生活管理指導短期宿泊事業）で、生活習慣等の指導、体調の調整、要介護状態への進行を防ぎます。

○五所川原市養護老人ホームくるみ園（五所川原市字幾世森 165 番地 1）

(2) 五所川原市地域福祉センター管理運営

福祉ニーズに対応した活動を幅広く展開し、住民に地域福祉活動の普及・啓発及び各種福祉情報の提供等を図り、地域の総合福祉活動の拠点としての機能を確立・発揮します。

○五所川原市地域福祉センター（五所川原市字幾世森 24 番地 38）

(3) 金木中央老人福祉センター管理運営

地域に開放された福祉センターとして、高齢者等の福祉と健康の増進を図ることを目的に、各種相談への対応及び団体等の活動推進、週 6 日間（月曜日定休）の温泉入浴を住民に提供します。

○金木中央老人福祉センター（五所川原市金木町川倉七夕野 426 番地 11）

(4) 生活支援ハウス管理運営

高齢者等に対して、金木生活支援ハウス（入居定員 12 名）、市浦生活支援ハウス（入居定員 20 名）において、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者等の福祉の増進を図ることを目的に 2 拠点にて事業を行います。

○金木生活支援ハウス（五所川原市金木町川倉七夕野 426 番地 11）

○市浦生活支援ハウス（五所川原市相内 321 番地）